

別表 1

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について平成 18 年 10 月 10 日付社援発第 1010002 号厚生労働省社会・援護局長通知「地方改善施設整備費における国庫補助金の算定方法の取扱について」により整備すること。
スプリンクラー設備等整備	既存施設について平成 18 年 10 月 10 日付社援発第 1010002 号厚生労働省社会・援護局長通知「地方改善施設整備費における国庫補助金の算定方法の取扱について」により整備すること。

別表 2 - 1

隣保館等施設整備費補助金の算定基準  
(創設、増築、増改築、改築及び拡張)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
<p>本体工事費</p>	<p>ア 別途通知する 1 施設あたりの基準単価を基準額とする。 イ 一部改築及び拡張 平成 18 年 10 月 10 日付社援発第 1010002 号厚生労働省社会・援護局長通知「地方改善施設整備費における国庫補助金の算定方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費または工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>
<p>特殊附帯工事費</p>	<p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>資源の有効活用等を図るための整備に必要な工事費又は工事請負費</p>
<p>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</p>	<p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

別表 2 - 2

隣保館等施設整備費補助金の算定基準  
(大規模修繕等及びスプリンクラー設備等整備)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
<p>本体工事費</p>	<p>大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。ただし、第3欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。</p>	<p>施設の整備に必要な工事費または工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>
<p>スプリンクラー設備等工事費 (既存施設)</p>	<p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費</p>